



鳥取県公報

平成12年4月28日(金)
第7175号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等（市町村振興課） 1
基本測量の終了（管理課） 1
- ◇ 海区漁調 すくい網漁業の操業に関する指示 2
- 委告示 ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 2

告 示

鳥取県告示第290号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、羽合町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、平成12年4月28日からその効力を生ずる。

平成12年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

新たに画する字の名称	同左の区域（平成12年2月28日現在の地番による。）
大字田後字流田	大字長瀬字流田の全域
大字上浅津字三ツ実	大字長瀬字三ツ実の全域
大字はわい温泉字宮ノ本	大字上浅津字宮ノ本の全域
大字はわい温泉字二ノ宮ノ本	大字上浅津字二ノ宮ノ本の全域
大字はわい温泉字明德	大字上浅津字明德の全域
大字はわい温泉字稲平	大字上浅津字稲平の全域
大字はわい温泉字雨龍土	大字上浅津字雨龍土79の1、80の1、80の3、81の1、81の3から81の7まで及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字はわい温泉字石指	大字上浅津字石指82の1、83の1から83の12まで、84、85の1から85の10まで、86の1から86の3まで、87の1、87の2、88、89の1、90の1、90の4、90の5、92の1、92の2、93、94の1、94の2、646及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字はわい温泉字三ノ餅ヶ坪	大字上浅津字三ノ餅ヶ坪の全域
大字はわい温泉字浜田	大字上浅津字浜田422の1から422の5まで、423の1から423の3まで、427、428、429の1から429の3まで、430の1から430の3まで、431の1、431の2、432、437の1から437の3まで、437の6、437の7、438の3、438の4、439の1から439の4まで、440の2、440の4、440の5、440の7及びこれらと一体

	体をなす国有地の一部
大字はわい温泉字二ノ浜田	大字上浅津字二ノ浜田の全域
区域を変更する字の名称	同左の区域（平成12年2月28日現在の地番による。）
大字上浅津字雨籠土	大字上浅津字雨籠土のうち79の1、80の1、80の3、81の1、81の3から81の7まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上浅津字石指	大字上浅津字石指のうち82の1、83の1から83の12まで、84、85の1から85の10まで、86の1から86の3まで、87の1、87の2、88、89の1、90の1、90の4、90の5、92の1、92の2、93、94の1、94の2、646及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字上浅津字浜田	大字上浅津字浜田のうち422の1から422の5まで、423の1から423の3まで、427、428、429の1から429の3まで、430の1から430の3まで、431の1、431の2、432、437の1から437の3まで、437の6、437の7、438の3、438の4、439の1から439の4まで、440の2、440の4、440の5、440の7及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字長瀬字流田、大字長瀬字三ツ実、大字上字津字宮ノ本、大字上浅津字二ノ宮ノ本、大字上浅津字明德、大字上浅津字稲平、大字上浅津字三ノ餅ヶ坪、大字上浅津字二ノ浜田

鳥取県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年4月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（空間データ基盤作成）
- 2 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、岩美郡国府町及び岩美町、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、若桜町及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、東郷町、三朝町、関金町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡日吉津村及び淀江町
- 3 終了年月日 平成12年3月31日

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成12年4月28日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面において、平成12年5月1日から同年9月30日ま

での間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者であつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備えつけないといけない。

イ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。

オ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

1の(3)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第3号

鳥取県海面におけるひきनाव釣漁業の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成12年4月28日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

ひきनाव釣漁業については、平成12年6月1日から同年8月31日までの間は、海岸線上における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。